

事務連絡
令和2年4月22日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課長 喜納啓二
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて (通知)

日頃より、本村の障害福祉行政にご理解・ご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、県内の新型コロナウイルスの感染患者が増加傾向にある事を踏まえ、本村の取扱いとして令和2年5月末までの取扱いを下記に示します。

1、モニタリング及びサービス担当者会議の取扱いについて

モニタリング及びサービス担当者会議を電話及び書面等 (FAX 又は郵送) により聞取りや確認したことを記録したことをもって行う事を可能とします。

また、役場への提出についても FAX 及び郵送の対応で可能です。

2、サービス利用計画書及びサービス利用計画書案の署名及び押印の取扱いについて

報告書や計画書 (案も含む) の提出にあたり必要な利用者の署名・押印については

- ①郵送等により計画書を利用者へ送付し
- ②計画書の内容を利用者等 (家族や施設職員等を含む) に確認してもらい、電話等で承諾を受け
- ③承諾を受けた旨を計画書へ記載

した場合、計画書作成者による代筆を認めることとします。

※なお、令和2年6月以降の対応については、村ホームページにて更新いたします。
ご協力の程よろしくお願い致します。

北中城村役場 福祉課 社会福祉係 担当者：大城 TEL：098-935-2233 (内線 254) FAX：098-982-0345
